

# 東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成26年6月2日

東海村選挙管理委員会

## 東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成26年6月2日(月)  
午後1時30分から午後2時20分まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件  
議案第12号 公職選挙法第28条の抹消者について  
議案第13号 平成26年6月における選挙人名簿への登録について  
議案第14号 在外選挙人名簿の登録について  
議案第15号 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
議案第16号 平成26年6月における選挙人名簿の調製について  
議案第17号 直接請求の法定数の告示について  
議案第18号 平成26年6月における選挙人名簿に係る縦覧について  
議案第19号 平成26年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)  
委員長 本多 喜久男      委員長職務代理者 大友 捷夫  
委員 伊藤 究      委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。  
東海村選挙管理委員会事務局  
書記長 佐藤 文昭      書記長補佐 小川 直也  
書記 山口 正弘
- 7 会議の書記は次のとおりである。  
同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

**○本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。国では、来年の通常国会で公職選挙法を改正し、市町村内の投票所のどこでも投票できるようにすることや、期日前投票の投票時間を延長するなどの検討を始めたようです。再来年の参議院議員通常選挙には適用する方針のようですので、事務局の皆様には大変な事務と思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

---

**○本多委員長** 本日の議案は、平成26年6月の定時登録に係るもの8件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第12号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○小川書記長補佐** 議案第12号は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

---

**○本多委員長** (別冊を回覧後)ただ今、「議案第12号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひします。

**○大友委員長職務代理者** 名簿の抹消事由に#で表示されているのはどのような者か。

**○小川書記長補佐** 誤載抹消に係る者であり、具体的には、前回の3月の定時登録の際には選挙人名簿に記載されていたが、その後、遡って転出届出等がなされ、本来であれば名簿に記載されるべきでなかった者を抹消するものです。

**○本多委員長** 議案第12号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第13号 平成26年6月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○小川書記長補佐 議案第13号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成26年6月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成26年6月1日、登録日は平成26年6月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成26年3月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成26年6月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

---

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第13号 平成26年6月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第13号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第14号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○小川書記長補佐 議案第14号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者1名(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

---

○**本多委員長** ただ今、「議案第14号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第14号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

○**本多委員長** 続いて、「議案第15号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○**小川書記長補佐** 議案第15号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者2名(記載略)を在外選挙人名簿から抹消するものです。

---

○**本多委員長** ただ今、「議案第15号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第15号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

○**本多委員長** 続いて、「議案第16号 平成26年6月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○小川書記長補佐 議案第16号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成26年6月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回の30,186名から13名増の30,199名となりました。13名増の根拠といたしましては、抹消者数が293名、新規登録者数が209名、新有権者数が97名となっています。

---

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第16号 平成26年6月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第16号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第17号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○小川書記長補佐 議案第17号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第17号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第17号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第18号 平成26年6月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○小川書記長補佐 議案第18号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成26年6月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年6月3日（火）から平成26年6月7日（土）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第18号 平成26年6月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第18号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第19号 平成26年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○小川書記長補佐 議案第19号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年6月3日（火）から平成26年6月7日（土）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

---

○本多委員長　ただ今、「議案第19号　平成26年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第19号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　その他としまして、事務局から何かありますか。

○小川書記長補佐　1点目は、白バラ会の総会についてです。開催が遅れておりますが、8月には東海まつりでの啓発活動の予定もありますので、何とか今月中には開催したいと思っております。

2点目は、冒頭で委員長のお話にもありました公職選挙法の改正についてです。どこの投票所でも投票できるようにするためには、各投票所をオンラインで結び、投票を済ませた方の情報を共有する等、今後検討すべき課題が残っている状況であります。

3点目は、12月に予定されている県議会議員一般選挙の執行日についてです。県選挙管理委員会に問い合わせたところ、9月の定例会で決定する予定とのことですので、委員の皆様には、9月2日(定時登録)の選挙管理委員会以降、日程等をお知らせするとともに、関係議案についてもご審議いただくことになろうかと思っております。

---

○本多委員長　以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会　午後2時20分